

# 第 77 回国民体育大会下野市準備委員会

## 第 1 回常任委員会



いちご一會とちぎ国体  
第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

日 時 平成31（2019）年2月4日（月）午後6時

会 場 下野市役所庁舎3階 会議室303・304

## 目 次

### ■ 第1回常任委員会

常任委員会次第 ······ 1 頁

#### 【報告事項】

報告事項第1号 第77回国民体育大会下野市準備委員会常任委員等の変更 ······ 2 頁

#### 【審議事項】

議案第1号 第77回国民体育大会下野市開催推進総合計画（案）について ······ 4 頁

議案第2号 第77回国民体育大会下野市準備委員会専門委員会規程（案）について ······ 8 頁

# 第77回国民体育大会下野市準備委員会常任委員会 次第

日時 平成31(2019)年2月4日(月)

午後6時~

場所 市庁舎3階 会議室303・304

## 1. 開 会

## 2. 委員長挨拶

## 3. 報 告 事 項

(1) 報告事項第1号 第77回国民体育大会下野市準備委員会常任委員等の変更について

## 4. 審 議 事 項

(1) 議案第1号 第77回国民体育大会下野市開催推進総合計画(案)について

(2) 議案第2号 第77回国民体育大会下野市準備委員会専門委員会規程(案)について

## 5. そ の 他

## 6. 閉 会

## 第77回国民体育大会下野市準備委員会常任委員等の変更

第77回国民体育大会下野市準備委員会会則第8条第1項に基づき、平成30(2018)年11月12日から平成31(2019)年2月4日までの間における第77回国民体育大会下野市準備委員会常任委員会常任委員の変更について、次のとおり報告します。

(順不同・敬称略)

### 【常任委員】

所属機関・団体名及び役職	役 職	後任者	前任者
下野市スポーツ推進委員会	会 長	梁島 耕治	秋山 幸男

# 第77回国民体育大会下野市準備委員会 常任委員会名簿

(順不同・敬称略)

## 【委員長】 1名

選出区分	所属機関・団体名及び役職	役 職	氏 名
市関係	下野市	市 長	広瀬 寿雄

## 【副委員長】 7名

選出区分	所属機関・団体名及び役職	役 職	氏 名
市議会関係	下野市議会	議 長	秋山 幸男
産業・経済関係	下野市商工会 石橋商工会	会 長	大島 將良 吉田 宗司
スポーツ関係	下野市体育協会	会 長	野口 俊明
社会団体関係	下野市自治会長連絡協議会	会 長	川俣 一由
市関係	下野市 下野市教育委員会	副市長 教育長	板橋 昭二 池澤 勤

## 【常任委員】 33名

選出区分	所属機関・団体名及び役職	役 職	氏 名
市議会関係	下野市議会	副議長	石田 陽一
	下野市議会総務常任委員会	委員長	岡本 鉄男
	下野市議会経済建設常任委員会	委員長	松本 賢一
	下野市議会教育福祉常任委員会	委員長	大島 昌弘
県競技団体	公益社団法人 栃木県サッカー協会	会 長	星野 務
	栃木県ハンドボール協会	会 長	五十嵐 清
	栃木県キンボールスポーツ連盟	理事長	田村 孝士
スポーツ関係	下野市スポーツ推進審議会	会 長	秋山 幸男
	下野市スポーツ推進委員会	会 長	梁島 耕治
	NPO法人夢くらぶ国分寺	理事長	増渕 進
	NPO法人元気ワイワイ南河内	理事長	内木 登
	NPO法人グリムの里スポーツクラブ	理事長	金田 幸子
学校関係	下野市小学校長会	会 長	館野 正治
	下野市中学校長会	会 長	日下田 英彦
	栃木県立石橋高等学校	校 長	永山 一夫
通信・運輸関係	下野・壬生タクシー事業者協議会	会 長	荒川 弘幸
	一般社団法人栃木県バス協会	会 長	手塚 基文
宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	会 長	広瀬 寿雄
	石橋飲食旅館料理組合	組合長	青木 保雄
医療関係	一般社団法人小山地区医師会下野支部	支部長	佐藤 慎
警備・消防関係	下野市交通指導員連絡協議会	会 長	上野 友彦
社会団体関係	社会福祉法人 下野市社会福祉協議会	会 長	小口 昇
	下野市子ども会育成会連絡協議会	会 長	國元 佐江子
	下野市P.T.A連絡協議会	会 長	館野 勝
報道関係	株式会社下野新聞社下野支局	支局長	井上 孝男
市関係	下野市総合政策部	部 長	長 勲
	下野市総務部	部 長	梅山 孝之
	下野市市民生活部	部 長	上野 和憲
	下野市健康福祉部	部 長	山中 宏美
	下野市産業振興部	部 長	瀧澤 卓倫
	下野市建設水道部	部 長	高徳 吉男
	下野市議会事務局	局 長	星野 登
	下野市教育委員会事務局	教育次長	坪山 仁

## 第77回国民体育大会下野市開催推進総合計画（案）

第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」（以下「栃木国体」という。）の成功に向け、下野市民の元気と力を集結し「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市」の実現につながる国体を目指し、下野市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

### 1 基本方針

#### （1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、栃木国体を一過性のものとせず、スポーツを通じてまちづくりの好循環につながる国体とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

#### （2）財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる国体を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

#### （3）広報

栃木国体開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、参加した選手をはじめ、国体に関わった人々を通じて下野市の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力を全国に向けて発信する。

#### （4）市民運動

市民ひとり一人が国体開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加する機運の醸成を図るとともに、市民総参加のもと一丸となって国体を盛り上げていくことにより、国体終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげる。

#### （5）観光・接伴

選手・監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、下野市の観光・文化など多彩な魅力を紹介し、もう一度訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

#### （6）競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなどあらゆる手段を講じながら効率的に整備する。

**(7) 式典**

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

**(8) 施設**

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存市有施設の有効活用に努めることを前提としながら、国体開催後の市民等の施設利用も視野に入れた整備を行う。

**(9) 宿泊**

選手や監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、大会参加者が最良のコンディションで十分に活躍できるよう、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

**(10) 医事・衛生**

選手・監督をはじめ、国体に携わるすべての方が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制を確立する。

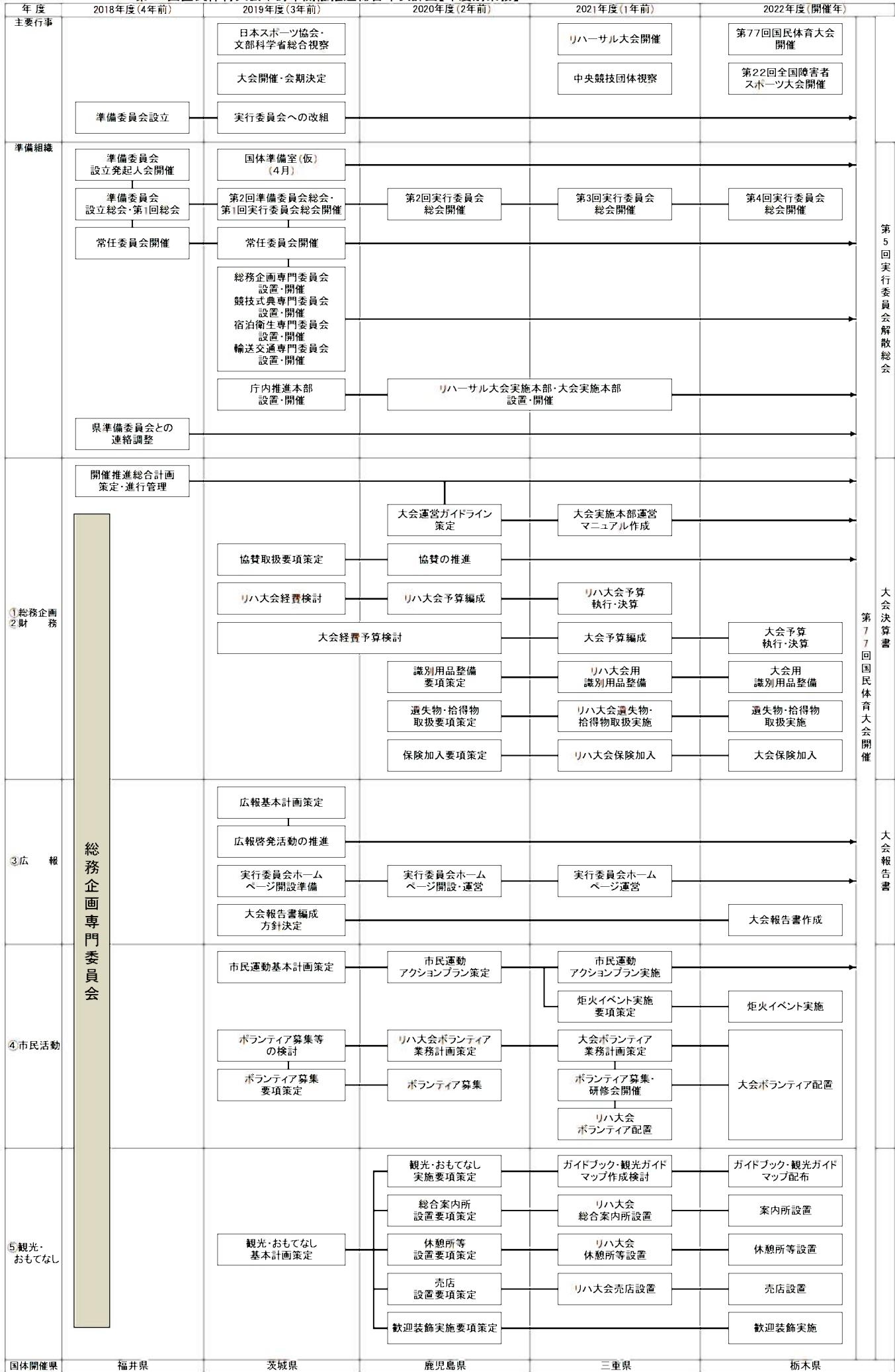
**(11) 輸送・交通**

下野市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努める。併せて、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

**(12) 消防・警備**

競技会場その他国体関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時の緊急対策について万全を期するため、県、競技団体、消防・警察その他関係機関と緊密に連携しながら、消防防災・警備体制の確立を図る。

第77回国民体育大会下野市開催推進総合年次計画【年度別業務】

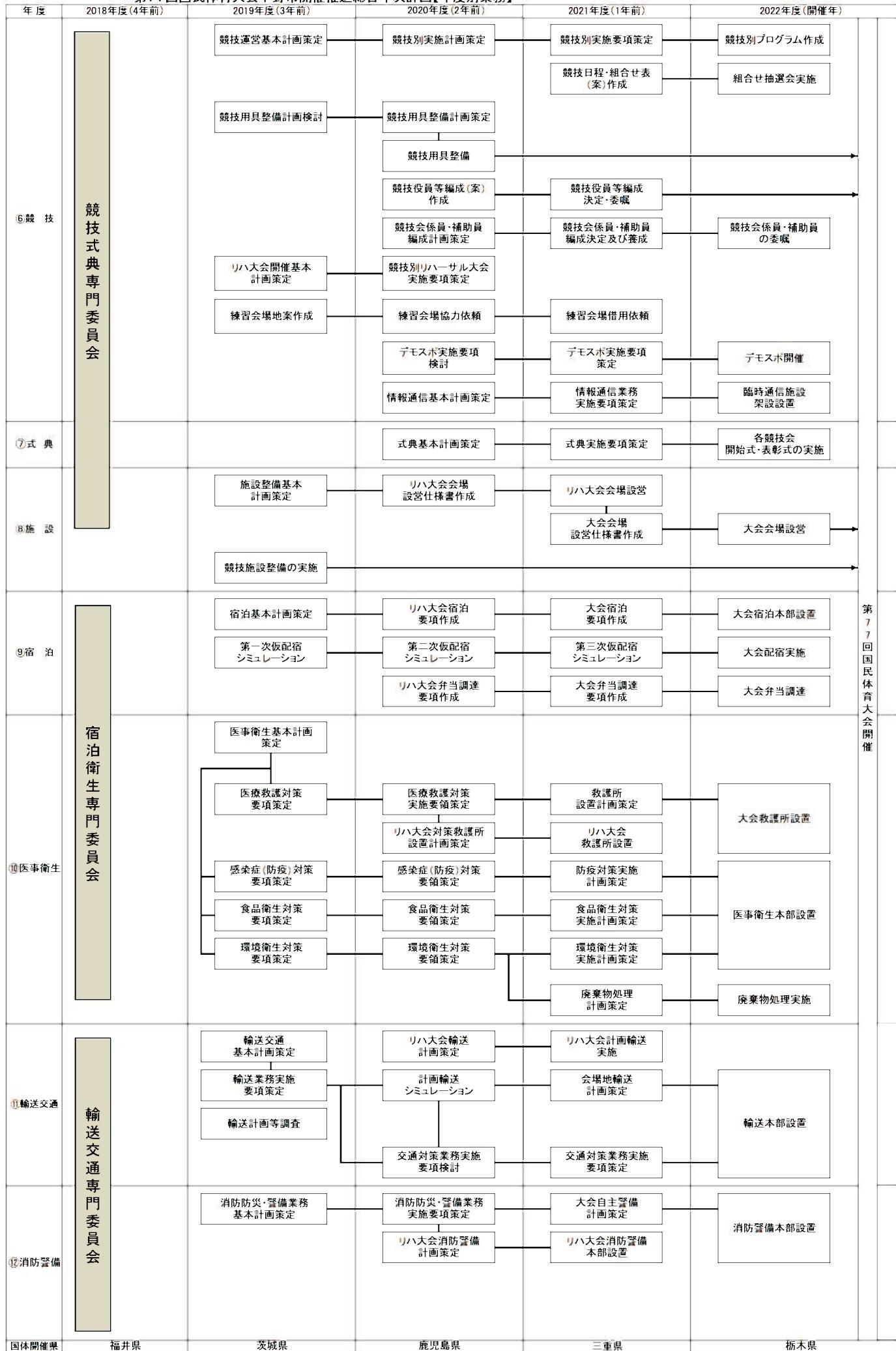


第5回実行委員会解散総会

第77回国民体育大会開催

大会報告書

第77回国民体育大会下野市開催推進総合年次計画【年度別業務】



第77回国民体育大会開催

## 第77回国民体育大会下野市準備委員会専門委員会規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、第77回国民体育大会下野市準備委員会会則（平成30（2018）年11月12日施行）第13条第3項の規定に基づき、第77回国民体育大会下野市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （専門委員会の名称等）

第2条 専門委員会の名称並びに第77回国民体育大会下野市準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

### （役員）

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

### （役員の選任）

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第77回国民体育大会下野市準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

### （役員の職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、又は議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### （専門部会）

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期を準用する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成31（2019）年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 観光・おもてなしに関すること。 6 炬火イベントに関すること。 7 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事。
競技式典 専門委員会	1 競技会の運営に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設の整備に関すること。 4 情報通信に関すること。 5 その他競技式典に関する事。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関する事。 2 環境衛生及び食品衛生に関する事。 3 医療救護に関する事。 4 その他宿泊衛生に関する事。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事。
輸送交通 専門委員会	1 輸送・交通に関する事。 2 消防・警備に関する事。 3 その他輸送交通に関する事。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事。